

# 第二回國庫債券募入決定通知書

- 一、應募申込高 **高 七、〇〇〇、〇〇〇 圓** (此保証金 拾五圓)
- 二、募 入 高 **高 七、〇〇〇、〇〇〇 圓** (但第一回割拂金ニ振替)
- 一、募集外レ高 **高 七、〇〇〇、〇〇〇 圓** (此保証金 拾五圓)
- 二、募集外レ保証金拂戻期日 三十七年七月一日ヨリ全十五日止 (但シ可成重急御請求可相成事)
- 一、價格以上差金 金

- (イ) 價格以上差金ハ第二回割拂金ト同日ニ御拂込可相成候
- (ロ) 假債券ハ第二回割拂金拂込ノ日ニ於テ保証金領収証書ト引換ニ御交付可致候
- (ハ) 記名債券ノ請求ハ假債券交付後第三回拂込期日迄(第二回拂込期ニ於テ全額繰上)ニ其請求書ヲ差出ナルベク尤モ右請求ニハ額面ニ對スル千分ノ二ノ登録稅ヲ要シ候
- (ニ) 募集外保証金ノ拂渡ヲ御請求ノ場合ハ豫メ御交付設置タル領収証書ヲ御持參相成度候
- (ホ) 拂込期日及其金額左ノ如シ

第一回	明治廿七年六月廿五日	但保証金ヨリ振替	貳 圓	券面百圓ニ付
第二回	同年七月	廿六日	拾 圓	同
第三回	同年九月	廿五日	拾 圓	同
第四回	同年十月	廿八日	拾 圓	同
第五回	同年十一月	廿五日	拾 圓	同
第六回	同年十二月	廿六日	五 圓	同
第七回	明治廿八年一月	廿五日	拾五圓	同
第八回	同年二月	廿六日	拾五圓	同
第九回	同年三月	廿五日	拾五圓	同

明治三十七年六月廿五日  
 日本銀行西部支店山口派出所  
 株式會社百十銀行山口支店

嘉利村  
 本間源三郎 殿

為盛是山亦祥也

二第ニ由ニ保使善善集

付本取ノ庄善飲ニ優ニ出地

餘翁圖ニ意ニ既。第一四ニ

善集ニ於ノ所善ハ認ニ意。

良如レ功果ノ為レニニ拘ニ道

田亦多收ノ庄善ヲテ所配

飲ヲ越過ニ好成績ヲ凡ニ考

レニ國代玉漱奉ルニ為ニ原

クシテおレテ本分ヲ所善ニ

ニテナルヘシト必善下飲ノ善也

良如... 此... 之... 物... 達

田亦多... 故... 應... 焉... 了... 了... 所... 賦... 夢

飲... 越... 過... 之... 好... 成... 續... 了... 凡... 之... 考

し... 國... 氏... 玉... 誠... 奉... 出... の... 之... 原

ク... して... お... の... 多... 分... 分... 了... 了... 甘... 美... ん... せ

ん... 之... ナ... ン... へ... レ... ト... 必... 考... 下... 能... 其... 趣

与... 之... 考... 徹... 了... 了... 辨... 旋... 天... 力

及... 之... 年... 美... 興... 之... 美... 却... 了... 了... 了

伏... 之... 玉... 意... 之... 為... 深... 之... 際... 福... 了... 了

所... 之... 大... 概... 之... 上... 下... 一... 改... 了... 了... 初... 了... 了

重... 思... 之... 地... 之... 了... 了... 了... 了... 今... 了... 了... 我

与... 之... 為... 之... 南... 境... 之... 考... 了... 了... 了... 了... 了

容... 易... 之... 決... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了

玉... 氏... 之... 大... 之... 意... 之... 考... 了... 了... 了... 了... 了... 了

論... 物... 本... 信... 之... 多... 考... 了... 了... 了... 了... 了... 了

下... 之... 有... 之... 之... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了

下... 之... 有... 之... 之... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了... 了

所に大徳に上下一致して初々  
聖恩に堪えりし今も我  
為に神、剛境、其の未だ  
容易、渾決り、取スヘカ多サレ  
玉民、大に覚悟、其の未だ  
神物未信、多事、其の未だ  
下、其の未だ、其の未だ、其の未だ  
の後、一層、其の未だ、其の未だ  
希望、大に、其の未だ、其の未だ  
以て、其の未だ、其の未だ、其の未だ

明治二十七年六月廿六日

吉野 敬文 謹言

吉野 敬文 謹言

後世本信...  
下亦有...  
如後...  
希望...  
以考...  
...不...

明...  
...月...

...  
...  
...

本...  
...  
...

拜啓

向暑ノ砌益御安靜奉賀候陳者  
先般募集相成候第一回國庫債  
券ハ熱誠ナル御斡旋ニ依リ豫  
想外ノ好果ヲ得募入額ニ於テ  
本縣ハ實ニ各府縣ノ第七位ニ  
列シ御同慶之至リニ存候然ル  
ニ開戰以來連勝ノ結果大軍續  
々進發シ軍費ノ仕拂頗ル増加  
致且過日募集ノ英貨公債ハ主  
トシテ正貨流出ノ豫防ニ充テ  
幣制ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル  
ノ目的ニ据ヘ置カレ候爲メ今  
回第二回國庫債券發行相成候  
右ハ軍國ノ經營上實ニ己ムヲ  
得サルノ必要ニシテ其成績如

何ハ戰爭終局ノ目的ヲ貫徹ス

幣制ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル  
ノ目的ニ据ヘ置カレ候爲メ今  
回第二回國庫債券發行相成候  
右ハ軍國ノ經營上實ニ已ムヲ  
得サルノ必要ニシテ其成績如  
何ハ戰爭終局ノ目的ヲ貫徹ス  
ル上ニ於テ最モ大關係有之候  
ハ申迄モ無之候條此際重テ非  
常ノ御盡力ヲ煩シ前回同様ノ  
好果相収メ度切望ノ至ニ御座  
候此段以書簡得貴意候敬具

明治三十七年五月廿八日

山口縣知事 渡邊 融

本間源三郎殿

拜啓

盛暑ノ砌益々御清適奉賀候陳  
者第二回國庫債券募集ニ關シ  
御配慮相煩候處全國應募額ハ  
實ニ需用額ノ三倍ヲ超過スル  
ノ好結果ヲ示シ殊ニ本縣應募  
額ハ前回同様他府縣ニ比シ毫  
モ遜色無之御同慶ニ奉存候茲  
ニ寸楮ヲ以テ謝意ヲ表度如此  
ニ御座候勿々敬具

明治三十七年八月三日

山口縣知事 渡邊 融

本間源三郎殿



實ニ需用雜ノ三倍ヲ超過スル  
ノ好結果ヲ示シ殊ニ本縣應募  
額ハ前回同様他府縣ニ比シ毫  
モ遜色無之御同慶ニ奉存候茲  
ニ寸楮ヲ以テ謝意ヲ表度如此  
ニ御座候勿々敬具

明治三十七年八月三日

山口縣知事 渡邊 融

才間源三郎殿

第 號

保証金假領收書

一金 五拾 圓也

右國庫債券額面貳千五百圓  
ノ應募保証金トシテ正ニ領收  
候也

明治三十七年 正月 十五日

株式會社小郡銀行

宗田芳雄

本間涼三郎殿

追テ此書引換ニ本領收証書御渡可申候

記

一 金指在回我指五錢

是上為在回玉庫債券  
額有七指五回六等  
四回拂也之方也

一 金七指五回

是上為我回玉庫債券  
額有七百五指回六等  
四回拂也之方也

計金以指五回我指五錢

以內

金之指五回

是上為我回玉庫債券  
中回金我于五回六等  
指指金五指回拂也之方

一 金五拾五圓

是上之券此圓金庫債券  
額面七百五拾圓之當り券  
此圓拂込百圓之券拾圓

之割三也氏

計金八拾五圓此拾五圓

以内

金五拾五圓

是上之券此圓金庫債券  
中込金五拾五圓之對  
此拾金五拾圓拂込  
拾五圓納入 (七拾五圓)  
残り此以當り券外に七百  
五拾圓之當り券拂込方

差引  
殘金五拾五圓此拾五圓

右納入之り毛之也氏

三統七年七月廿四日

今回諸君より通じ臨時事件費ノ財源ト  
 之ヲ以テ二回國債發行ノ事ニ付其ノ財  
 源者若キ者ハ細部ニテ依テ之ノ財源  
 就テハ東ノ四ノ正午ノ時頃ニテ協  
 定同ノ操合具非共ニ其ノ場トシテ下  
 及書中ニ依テ之ヲ編ニ毎々

明治三十七年六月三〇

吉野村長 吉野村長 吉野村長

不問源二郎



三十七年六月十五日 保元金五拾圓ヲ取込申込ニシテ

(注意) 文字ハ凡テ楷書ヲ以テ正確明瞭ニ記入セラルベシ

國庫債券應募申込書

一 國庫債券額面 貳千五百圓

但額面百圓ニ付價格金九拾貳日ノ割

右大藏省令第十七號ニ依リ應募致シ度保證金

五拾圓 鐵相添へ此段申込候也

明治三十七年六月十五日

山ノ社 吉敷郡 嘉永村 湯田 百九十九番 吉敷

本間 深三郎

日本銀行西部支店

御中

第二國庫債券利子計算表

應 募 額	償 還 區 分	一ヶ年分利子	償還差増配當額	計	利子歩合
九二、〇〇〇	一ヶ年	五、〇〇〇	八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、六八四
	二ヶ年	五、〇〇〇	四、〇〇〇	九、〇〇〇	九、四七四
	三ヶ年	五、〇〇〇	二、六六七	七、六六七	八、〇七一
	四ヶ年	五、〇〇〇	二、〇〇〇	七、〇〇〇	七、三六八
	五ヶ年	五、〇〇〇	一、六〇〇	六、六〇〇	六、九四七
	六ヶ年	五、〇〇〇	一、三三三	六、三三三	六、六六六
	七ヶ年	五、〇〇〇	一、一四三	六、一四四	六、四三六
				五、〇〇〇	五、二六三
					分

第二回國庫債券發行規程



第一回國庫債券發行規程

第一回國庫債券發行規程

- 第一條 政府、明治二十七年法律第一號ニ依リ國庫債券發行規程ヲ發行ス
- 第二條 國庫債券ノ利率ノ割合ニ壹圓年百鈔ノ五トス
- 第三條 國庫債券ニ號記名ヲ附シ其種類ハ貳拾五圓、五拾圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及壹萬圓ノ七種トシ但應募者又ハ所有者ノ便ニ由リ記名トナセヨトヲ得
- 第四條 國庫債券元金ハ募集ノ年ヨリ七箇年以内ニ償還セラルベシトス
- 第五條 國庫債券ノ利率ハ每年三月及九月ニ於テ支拂フモノトス
- 第六條 國庫債券ノ發行規程ハ附屬百圓ニ付其利息ヲ九拾五圓トス
- 第七條 國庫債券ノ應募申込期間ハ明治二十七年六月十日ヨリ同月十六日ニテ但取扱銀行ニ應募者ノ便宜ニ依リ六月十日前ト雖モ申込フベシトヲ得
- 第八條 應募申込入レ應募額ハ應募價格及住所姓名ヲ詳記シテハ申込書ニ申込高百圓ニ付金銀圓ハ保證金ヲ指シ日本銀行本支店其他日本銀行ノ定ムル申込所ニ申込ルベシ但保證金ハ一割以下トス
- 第九條 國庫債券應募額ハ需用額ニ超過スルトキハ大體大活ニ應募價格ノ高キモノヨリ順次償還セラルベシトス
- 第十條 申込ノ開始ハ明治二十七年六月二十五日ニテ確定スルモノトス

付七五

國家ノ上ニ其旨申込入ル通知スルニ  
第十一條 前條ノ通知ヲ受ケテハ一左ノ區別ニ依テ拂込マシキニシテ第一回拂込ハ保證金ヲ

以テシ之ニ充テ

第二回 明治二十七年六月二十五日

或シテ 券額百圓  
付

第三回 同年七月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第四回 同年九月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第五回 同年十月十八日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第六回 同年十一月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第七回 同年十二月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第八回 明治二十八年一月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

第九回 同年二月十六日ヨリ同月二十五日マデ

指圖 同

發行價格以上ノ申込ヲ以テテ者ハ第二回拂込ト共ニ其差額ヲ補込ムヘシ

第十二條 應受者ノ都合ニ依テ應受額ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ拂込ニ付テハ後期ノ分ヲ前期ニ充

テ上テ拂込マシキコトヲ得

第十三條 國庫債券ノ應受者第二回ノ拂込マシキコトトシテ記名ノ股債券ヲ交付シテ全部拂込ノ上

ハ之ニ引換ニ本債券ヲ交付スルニ

第十四條 前條ノ股債券ハ實質證明シキセリトシテ得

第十五條 前條ノ股債券ハ明治二十七年大藏省令第十七號ヲ準用ス

銀行本文若クハ代理店ニ證明シテ更ニ復債券ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 國庫債券取扱ニ關シテ順序ハ本令ニ規定シテモ之ノ外ニ明治十九年大藏省令第二十

號整理公債取扱順序ニ據ル

第一回及第二回國庫債券利率ノ數算比較表

第一回 發行價格九拾五圓 年利五分

償還期五箇年

一 元五圓年分利息

貳拾五圓

一 償還ノトキ百圓ヲ受ケルニ依リ九拾五圓トシテ金

五圓

計

參拾圓

依リ元金九拾五圓ニ對スル年利息

(五箇年ニ平均)  
四箇年六箇  
六分參厘貳毛四

第二回 發行價格九拾貳圓 年利五分

償還期七箇年

一 元七圓年分利息

參拾五圓

一 償還ノトキ百圓ヲ受ケルニ依リ九拾貳圓トシテ金

八圓

計

四拾參圓

依リ元金九拾貳圓ニ對スル年利息

(七箇年ニ平均)  
年六圓拾四厘貳厘  
六分六厘七毛四

是引第二回利息ノ増加多分

每圓六七割

